

1. 商品名(愛称)	自由金利型定期預金(大口定期預金)
2. ご利用いただける方	制限はありません。ただし、利息分割受取型は個人の方に限ります。
3. 預入期間	・定型方式:1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年 ・期日指定方式:1ヵ月超5年未満 (定型方式の場合は、預入時のお申し出により自動継続のお取扱いができます。)
4. 預入方法等 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括預入 1,000万円以上 1円単位
5. 払戻方法	満期日以降に一括して払戻しいたします。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 課税方法 (5) 金利情報の 入手方法	<p>定型方式・期日指定方式とも各々の金額区分(1,000万円以上5,000万円未満、5,000万円以上1億円未満、1億円以上5億円未満、5億円以上10億円未満、10億円以上の5段階)について預入時の預入金額階層別利率(ただし、別に取り決めた場合はその利率)を満期日まで適用いたします。</p> <p>・定型方式・期日指定方式 満期日以降に一括してお支払いいたします。 ただし、期間2年以上の場合は次の応当日に[約定利率×70%]の利率で中間利払を行います。(小数点第4位以下切捨)</p> <p>期間2年以上3年未満の場合 1年目の応当日に 期間3年以上4年未満の場合 1・2年目の応当日に 期間4年以上5年未満の場合 1・2・3年目の応当日に 期間5年の場合 1・2・3・4年目の応当日に</p> <p>・利息分割受取型 1年物、2年物、3年物、4年物および5年物で1ヵ月、2ヵ月、3ヵ月および6ヵ月毎のうち指定された期間毎に分割して利払を行います。(約定利率×100%)</p> <p>付利単位を1円とし、預入日から満期日の前日までの日数について、1年を365日とする日割計算をいたします。</p> <p>20% (国税15%、地方税5%) が源泉分離課税となります。 ただし、2013年1月1日以降は、復興特別所得税 が課され、20.315% (国税15.315%、地方税5%) が適用されます。</p> <p>金利につきましては、店頭またはホームページ上でご確認ください。</p>
7. 手数料	必要ございません。
8. 付加できる 特約事項	_____

9. 中途解約時の取扱い	<p>・預入日の1ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のうちいずれか低い利率により計算いたします。(小数点第4位以下切捨) ただし、ハ.の算式によって計算した利率が0%を下回るときは0%を下限といたします。</p> <p>イ. 解約日における普通預金利率 ロ. 約定利率 - 約定利率 × 30% ハ. 約定利率 - {(基準利率 - 約定利率) × (約定期間 - 預入期間)} / 預入期間</p> <p>・預入日の1ヵ月後の応当日以降に解約する場合には、次のうちいずれか低い利率により計算いたします。(小数点第4位以下切捨) ただし、ロ.の算式によって計算した利率が0%を下回るときは0%を下限といたします。</p> <p>イ. 約定利率 - 約定利率 × 30% ロ. 約定利率 - {(基準利率 - 約定利率) × (約定期間 - 預入期間)} / 預入期間</p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を当初の満期日まで新たに預入するとした場合に適用される利率を基準として算出した利率をいいます。</p> <p>【 ご注意ください 】 中途解約の際に、中途解約利息以上に、既に中間利息が支払われていることがあります。その場合には、中途解約利息以上に支払われた金額を定期預金元金から清算させていただきますので、あらかじめご了承ください。</p>
10. その他参考となる事項	<p>・満期日以後の利息は解約日または書換継続日における普通預金利率により計算します。</p>
11. 預金保険	<p>本商品は預金保険の対象ですが、全額保護の対象ではありません。 (預金保険制度により保護される他の預金と合計して、預金者一人あたり一金融機関毎に元本1,000万円までとその利息が保護されます。)</p>
12. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>

(2012年10月31日現在)

